

議案第 6 2 号

京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

こども家庭庁設置法等の施行に伴う関係府省令の一部改正が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年京丹後市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年京丹後市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「小学校就学前子どもの数」を「小学校就学前子ども」に、「利用している法第19条第1号」を「利用している同号」に、「当該特定教育・保育施設の法第19条第1号」を「当該特定教育・保育施設の同号」に改め、同条第3項中「小学校就学前子どもの数」を「小学校就学前子ども」に、「利用している法第19条」を「利用している同条」に、「当該特定教育・保育施設の法第19条」を「当該特定教育・保育施設の同条」に改める。

第7条第2項中「読み替えて適用する場合を含む。」の次に「第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ。」を加える。

第8条中「及び」を「、」に改め、「保育必要量」の次に「(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)」を加える。

第13条第4項第3号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改める。

第15条第1項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「、提供を行わない日」を「並びに特定教育・保育の提供を行わない日」に改める。

第35条第2項中「教育・保育給付認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子ども」に、「利用している法第19条」を「利用し

ている同条」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項中「、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を「、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と」に改める。

第36条第2項中「教育・保育給付認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子ども」に、「利用している法第19条」を「利用している同条」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項中「小学校就学前子どもの数」を「小学校就学前子ども」に、「、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と」を「、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と」に改める。

第37条第1項中「小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号」を「小規模保育事業B型をいう。同号」に改める。

第39条第2項中「小学校就学前子どもの数」を「小学校就学前子ども」に、「当該特定地域型保育事業所の法第19条第3号」を「当該特定地域型保育事業所の同号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条見出し中「定員」を「利用定員」に改め、同条中「利用定員の定員」を「利用定員」に改める。

第51条第2項中「教育・保育給付認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子ども」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項中「、「この章」を「、「前節」に、「小学校就学前子どもの数」を「小学校就学前子ども」に、「法第19条第1号

又は第３号」を「同号又は同条第３号」に改め、「教育・保育給付認定子どもを含む。）」と」の次に「、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第３号に掲げる就学前子ども」と」を加える。

第５２条第２項中「教育・保育給付認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子ども」に、「法第１９条第３号」を「同条第３号」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第３項中「この章」を「前節」に改め、「教育・保育給付認定保護者に限る。）」と」の次に「、「法第２９条第３項第２号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第３号の市町村が定める額」と」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年京丹後市条例第36号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正案
京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例 平成26年10月1日 条例第36号 目次 (略) 第1条～第25条 (略) (保育の内容) 第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。 第27条～第50条 (略)	京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例 平成26年10月1日 条例第36号 目次 (略) 第1条～第25条 (略) (保育の内容) 第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。 第27条～第50条 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年京丹後市条例第37号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正案
京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 平成26年10月1日 条例第37号 目次 (略) 第1条～第5条 (略) (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 (略) 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる<u>小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)</u>により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる<u>小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u>	京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 平成26年10月1日 条例第37号 目次 (略) 第1条～第5条 (略) (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 (略) 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる<u>小学校就学前子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、<u>当該特定教育・保育施設の同号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる<u>小学校就学前子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条</u>第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、<u>当該特定教育・保育施設の同条</u>第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

現行	改正案
第21条～第34条（略） （特別利用保育の基準） 第35条（略） 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子どもの数</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る<u>利用定員の 数</u>を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、<u>「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1号又は第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</u> （特別利用教育の基準） 第36条（略）	第21条～第34条（略） （特別利用保育の基準） 第35条（略） 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る<u>利用定員の総数</u>を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、<u>「同号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と</u> 、 第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。 （特別利用教育の基準） 第36条（略）

現行	改正案
2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子どもの数</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の<u>数</u>を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「<u>法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と ____、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。 第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年京丹後市条例第36号)第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項	2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>____及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条____第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の<u>総数</u>を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども____」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども____」と、「同号____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども____」とあるのは「<u>同条____第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども____</u>」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。 第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年京丹後市条例第36号)第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号

現行	改正案
<u>第1号</u>において同じ。)にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。 2 (略) 第38条 (略) (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる<u>小学校就学前子どもの数</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、<u>当該特定地域型保育事業所の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3・4 (略) 第40条～第43条 (略) (特定地域型保育の取扱方針) 第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、<u>小学校就学前子どもの心身の状況等</u>に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。 第45条～第47条 (略) (<u>定員</u>の遵守) 第48条 特定地域型保育事業者は、<u>利用定員の定員</u>を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供	<u> </u>において同じ。)にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。 2 (略) 第38条 (略) (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる<u>小学校就学前子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、<u>当該特定地域型保育事業所の同号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3・4 (略) 第40条～第43条 (略) (特定地域型保育の取扱方針) 第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、<u>小学校就学前子どもの心身の状況等</u>に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。 第45条～第47条 (略) (<u>利用定員</u>の遵守) 第48条 特定地域型保育事業者は、<u>利用定員</u>を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供

現行	改正案
への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 第49条・第50条（略） （特別利用地域型保育の基準） 第51条（略） 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子どもの数</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた<u>利用定員の数</u>を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、<u>この章</u>（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる<u>小学校就学前子どもの数</u>」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる<u>小学校就学前子どもの数</u>」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「<u>法第19条第1号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と _____	への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 第49条・第50条（略） （特別利用地域型保育の基準） 第51条（略） 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u> _____ 及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた<u>利用定員の総数</u>を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、<u>前節</u>（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども _____」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる<u>小学校就学前子ども</u> _____」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「<u>同号又は同条第3号</u> _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、<u>「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」</u>

現行	改正案
<u>一</u>、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。 (特定利用地域型保育の基準) 第52条 (略) 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子どもの数</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた<u>利用定員の 数</u>を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、<u>この章</u>の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用	<u>と</u>、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。 (特定利用地域型保育の基準) 第52条 (略) 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u> <u>及び</u>特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同条 第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた<u>利用定員の総数</u>を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、<u>前節</u>の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用

現行	改正案
地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と _____ _____, 同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。))に要する費用」とする。 第53条 (略)	地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、<u>「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と</u>、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。))に要する費用」とする。 第53条 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>